

府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時等におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、町民の安全を確保することを目的に、倒壊等の危険性を有する塀の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造（れんが造、石造等）の塀その他これらに類する塀をいう。
- (2) 道路 一般交通の用に供する道をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、ブロック塀等の所有者（以下単に「所有者」という。）又は所有者の同意を得てブロック塀等を撤去する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を行わない。

- (1) 所有者に町税の滞納があるとき。
- (2) 補助金の交付申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(補助対象ブロック塀等)

第4条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本町の区域内に存するブロック塀等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公の機関が所有していないもの
- (2) 道路に面するもの
- (3) 道路面からの高さが1メートルを超えるもの
- (4) 別表に定める基準により危険性を有すると認められるもの

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象ブロック塀等を撤去する工事であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国その他地方公共団体等から他の補助金その他これに類するものの交付を受けているもの
- (2) ブロック塀等の建替えに伴うもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、補助対象工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額と撤去するブロック塀等の見付面積1平方メートルにつき9,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、確認すべき事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 安全性に係るチェックリスト(様式第2号)
- (2) 所有者を確認できる書類
- (3) 所有者に町税の滞納がないことを証する書類
- (4) ブロック塀等の位置図
- (5) 現況概略図
- (6) 現況写真
- (7) 工事の工事請負契約書又は見積書の写し
- (8) 所有者と申請者の関係を証する書類(所有者と申請者が異なる場合に限る。)
- (9) 所有者が撤去工事の実施について承諾した旨を証する書類(所有者と申請者が異なる場合に限る。)
- (10) ブロック塀等の管理を行う団体の総会の決議書等又は共有者全員の同意書(ブロック塀等が、区分所有されている場合に限る。)
- (11) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないことを決定したときは府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、府中町民間ブロック塀等撤去工事変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)によりあらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件

(変更等の承認)

第10条 町長は、前条第1号の変更等を承認したときは、府中町民間ブロック塀等撤去工事変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（帳簿等の整備）

第11条 規則第9条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助対象工事の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象工事の完了の日から30日以内（第10条の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、府中町民間ブロック塀等撤去工事实績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の工事請負契約書の写し（交付申請時に提出した場合を除く。）
- (2) 工事の請求書又は領収証書の写し
- (3) 工事の作業前、作業中及び作業後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

安全性に係る基準

1 コンクリートブロック造の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から2.2メートル以下

(2)	厚さ	塀の厚さは10センチメートル以上
		塀の高さが2.0メートルを超え2.2メートル以下の場合は15センチメートル以上
(3)	基礎	基礎がある
		塀の高さが1.2メートルを超える場合は根入れ深さ30センチメートル以上
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
(5)	控え壁	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁がある(高さ1.2メートルを超える場合)
(6)	鉄筋	塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

2 組積造(れんが、石等)の塀の場合項目

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から1.2メートル以下
(2)	厚さ	塀の厚さは高さの10分の1以上
(3)	基礎	基礎がある(根入れ深さ20センチメートル以上)
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
(5)	控え壁	塀の長さ4.0メートル以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある(塀の厚さが高さの15パーセント未満の場合)

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書	第7条
様式第2号	安全性に係るチェックリスト	第7条
様式第3号	府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書	第8条
様式第4号	府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書	第8条
様式第5号	府中町民間ブロック塀等撤去工事変更(中止・廃止)承認申請書	第9条
様式第6号	府中町民間ブロック塀等撤去工事変更(中止・廃止)承認通知書	第10条
様式第7号	府中町民間ブロック塀等撤去工事实績報告書	第11条
様式第8号	府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金額確定通知書	第13条
様式第9号	府中町民間ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書	第14条